

「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）の新規参入や事業拡大に係る支援に加え、サービス事業体がサービスを提供するために必要な農業用機械等の導入を支援するため、予算の定めるところにより事業を実施するサービス事業体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 補助事業者は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領、「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱、「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）事務取扱要領に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(中止等の報告)

第8条 規則第11条第2項第1号に該当する場合に行う報告は、補助金中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）によるものとし、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から10日後とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規程による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、機械の発注をしたときは、工事着手報告書（別記第9号様式）を、事業が完成したときは、工事完成報告書（別記第9号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、工事遂行状況報告について、遂行状況報告書（別記第10号様式）によりこれを知事に報告しなければならない。ただし、第16号様式による概算払申請書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

第10条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認をうけなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記様式第12号）により通知する。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
 - (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第15号様式のとおりとする。

- 2 この要綱に基づき交付される補助金は、概算払をすることができる。
- 3 規則第16条第3項の補助金概算払申請書は、別記第16号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条ただし書並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	期 間
農業用機械	7 年

(雑 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

〃 7年3月21日から施行する。

〃 7年4月1日から施行する。

《別表》（第2条関係）

補 助 対 象		補助率又は 補 助 額	補助事業等の内容等の 変 更 要 件	事業遂行状況報告		
事 業 名	経 費			報告時点	報告期限	報告様式
「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）	1 農業支援サービス事業育成対策 農業支援サービスの立ち上げに要する経費	定額 （1 サービス事業体当たり1,500万円を上 限 額 とする）ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円※とする。	1 補助事業者の変更 2 成果目標の変更 3 補助事業費の増又は事業費の3割を超える減額 4 補助金額の変更	事業年度の12月31日現在	事業年度の1月15日	別記第9号様式
	2 スマート農業機械等の導入支援 サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入に要する経費	1 / 2 以内 （1 サービス事業体当たり1,500万円を上 限 額 とする）				

※本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械とする。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって、必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付申請書

令和〇年度において、「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）（変更）計画書（事業実績書）

1 サービス実施主体名（代表者） _____

2 事業計画等

(1) 提供サービスの類型 _____ 型

注）専門作業受注型、機械設備供給型、人材供給型、データ分析型、その他の中から該当する類型を記載する。

(2) 事業の目的・内容

--

(3) 成果目標

成果目標の項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)	目標値の算定方法
事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標			

注）「目標値の算定方法」は、目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

(4) 売上げの見込み

事業の規模	導入する機械に係る売上見込み (令和9年度)	見込みの算定方法
サービス実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

3 取組計画

(1) 農業支援サービス事業育成対策

事業のセールスポイント	サービス事業の展開戦略	事業の実施体制

(2) スマート農業機械等導入支援

農業機械の名称	メーカー名	型 式	1 台当たり 導入価格 (円)	台 数	合計価格 (円)
合 計					

注）導入価格は税込価格を記載する。

4 経費の配分

事業費の種類	補助事業に要する (要した) 経費 (A) + (B)	負 担 区 分		
		県 費 (A)	市町村 (B)	その他
(1) 農業支援サービス事業育成対策	円	円	円	円
(2) スマート農業機械等導入支援				
合 計				

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) サービスの提供範囲がわかる資料（地図等）
- (2) 見積書、カタログ等
- (3) その他知事が必要と求めるもの

第3号様式（第3条，第6条，第11条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
計				

（注1）区分欄の記入方法

- 収入の部は自己負担分も含めて記入し，支出の部の区分欄は節名（賃金，旅費，消耗品費，通信運搬費，会議費等）を記入し，計欄は事業費総額とする。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金（交付金）の額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業者は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領、「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）事務取扱要領に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書

（注）（1）及び（2）については、それぞれ補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入
促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第
7 条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件

(1) 交付の条件については、 年 月 日付け第 号の交付決定通知書のとおりとする。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）に要する経費の補助を下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

着手（完成）報告書

年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）を下記のとおり着手（完成）しましたので報告します。

記

交 付 決 定	年 月 日
交 付 決 定 額	
事 業 の 種 類 (メニュー)	
着 手	年 月 日
完 成 (予 定)	年 月 日
事 業 主 体	
事業実施箇所	
施 行 方 法 (請負の場合は、請負者の住所・氏名等)	
事 業 量	
事 業 費	

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）遂行状況報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知があったこの事業について、令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第9条の規程に基づき、 年12月31日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体	地区名	計画事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			第 3 ・ 四 半 期 ま で に 完了したもの		第 4 ・ 四 半 期 以 降 に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
		円	円	円	円		

※ 「備考」の欄には、事業着手年月日及び今後の執行見込みを記載すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス
事業緊急拡大支援対策）事前着手承認申請書

年度において、下記理由により事業を早期に実施したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 事業名
- 3 事業箇所
- 4 事業費
- 5 事業概要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）事前着手承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）は、下記条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条 件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額に達していない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申し立てはしないこと。
- 4 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はしないこと。
- 5 事前施行であっても関係法令・規則等を遵守すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき令和○年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）については、鹿児島県補助金等交付規則第14条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名 印

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付請求書

年 月 日付け第 号の交付決定（確定）通知書に基づく令和〇年度「稼ぐ力」を向上する
スマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金を交付くださるよう鹿児島
県補助金等交付規則第16条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス
事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	前回までの交付額	今 回 請 求 額	未 請 求 額
円	円	円	円

預金口座番号
（金融機関名）
本・支店 当座 普通 号
フリガナ
口座名義人

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業
（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金概算払申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和〇年度「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金を鹿児島県補助金等交付規則第16条及び「稼ぐ力」を向上するスマート農業導入促進事業（農業支援サービス事業緊急拡大支援対策）補助金交付要綱第12条の規定により，下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金額	概算払受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由